

知らない間に「重大な消防法令違反」となっていないませんか？

キーワードは増築・接続・開口部の閉鎖・用途の変更です。



「重大な消防法令違反とは？」

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない建物で、これらの消防用設備等のいずれかが過半にわたって設置されていないもの、若しくは、機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものです。

重大な消防法令違反となると・・・

店舗や旅館、ホテルなどの建物で「不特定多数」の者が利用する施設は違反対象物公表制度により・・・

①建物の名称 ②住所 ③違反の内容

この3つを消防本部のホームページで公表し、建物の利用者が違反の状況を確認し、安全に利用できるように公表することとなっています。

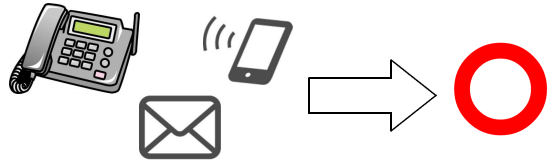
計画段階で最寄りの消防署に相談してください！

キーワードに関する工事やDIYをする際は、事前に最寄りの消防署に相談してください。

せっかく作ったのに消防法令に違反しては時間も費用も無駄になってしまう以上に、火災が発生し死傷者がでしまうと多額の損害賠償金を支払うことになりかねません。

☆相談方法☆

電話・メール・直接消防署にお越しただいても対応いたします。



消防法に違反すると！！

行政処分の対象に（用途に関係なく全ての建物が該当！！）

消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。命令をおこなったときは、標識の設置や公報への掲載等により措置命令の内容などの周知を図ります。



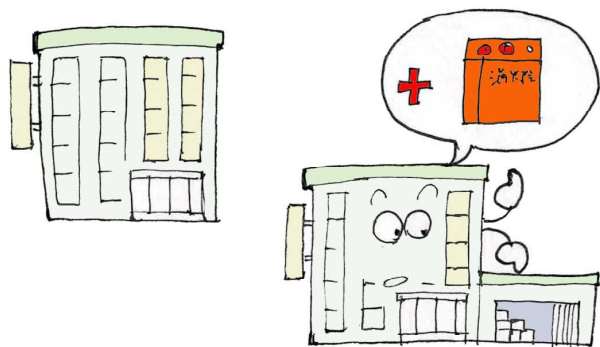
命令を受けている事実を記載した用紙を公示する場所は、違反している建物の主要な出入口、各市町村役場及び利根沼田文化会館掲示板です。

公示を拒んだり、剥がしてしまっても更に罰則を受ける対象となります。

※裏面もぜひご覧ください。

あなたの「ちょっと」や「そんなこと」で 重大な消防法令違反となった事例をご紹介します。

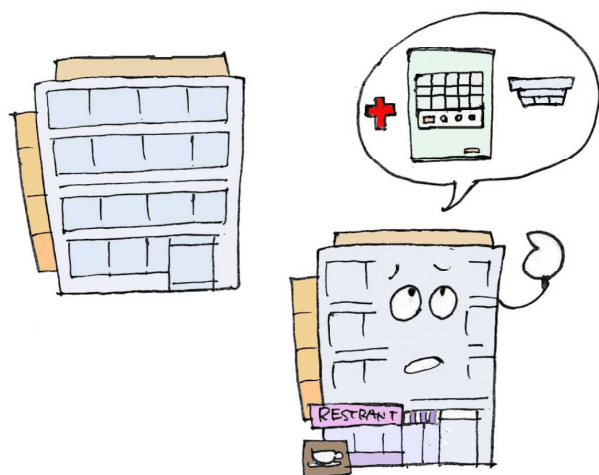
キーワードは増築・接続・開口部の閉鎖・用途の変更です。



事例1 倉庫部分を増築!

この事例は、倉庫を**増築**し、既存の建物と**接続**したことにより「屋内消火栓設備」が設置該当となった事例です。

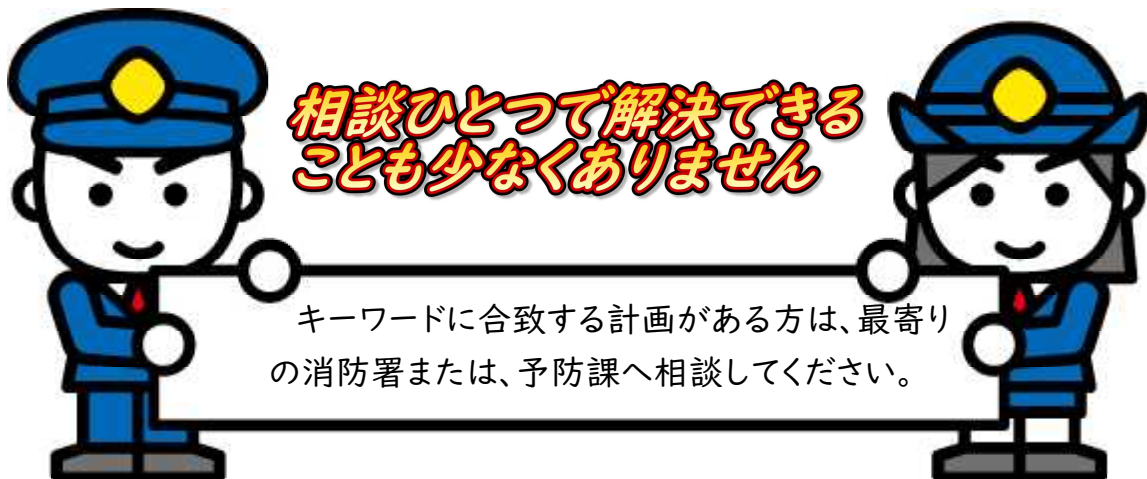
さらに、**開口部の閉鎖**により、消防用設備の強化が必要になってくる恐れがあります。



事例2 事務所から飲食店へ変更!

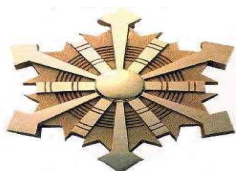
この事例は「事務所」として使用していた建物を「飲食店」に**用途の変更**をしたことにより「自動火災報知設備」が設置該当となった事例です。

「ちょっと」**増築**、雨や風を防ぐため隣の棟と**接続**したことが重大な消防法令違反の始まりです。



相談ひとつで解決できる
ことも少なくありません

キーワードに合致する計画がある方は、最寄りの消防署または、予防課へ相談してください。



発行

利根沼田広域消防本部予防課

沼田市高橋場町2049番地1

電話 0278-22-3137

メール f_yobou@mail.oze.or.jp

利根沼田広域中央消防署	沼田市高橋場町2049番地1	電話0278-24-1734
東消防署	沼田市利根町平川1269番地	電話0278-56-2300
西消防署	みなかみ町羽場59番地4	電話0278-64-0002
北消防署	みなかみ町湯原1681番地1	電話0278-72-4349